5　（略）	5　（略）
6　外国人起業活動促進事業を実施しようとする者が４又は５の確認の申請を受けた場合は、事業の起業及び経営に関し、識見を有する者の意見を聴いた上、⑴又は⑵のいずれかに該当すると認めたときには、特定外国人起業家になろうとする者又は特定外国人起業家に対し、起業準備活動計画確認証明書（５の確認の申請の場合は起業準備活動計画確認証明書（更新用））を交付することとされていること。	6　外国人起業活動促進事業を実施しようとする者が４又は５の確認の申請を受けた場合は、事業の起業及び経営に関し、識見を有する者の意見を聴いた上、⑴又は⑵のいずれかに該当すると認めたときには、特定外国人起業家になろうとする者又は特定外国人起業家に対し、起業準備活動計画確認証明書（５の確認の申請の場合は起業準備活動計画確認証明書（更新用））を交付することとされていること。
⑴　４の確認の申請時においては、次のいずれにも該当するものであること。	⑴　４の確認の申請時においては、次のいずれにも該当するものであること。
①～②　（略）	①～②　（略）
③　当該起業準備活動に係る事業の規模が、上陸後又は在留資格の変更後一年以内に次のいずれにも該当する見込みがあるものであること。	③　当該起業準備活動に係る事業の規模が、上陸後又は在留資格の変更後一年以内に次のいずれかに該当する見込みがあるものであること。
イ　その経営又は管理に従事する者以外に本邦に居住する常勤の職員（出入国管理及び難民認定法別表第一の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。）が従事して営まれるものであること。	イ　その経営又は管理に従事する者以外に本邦に居住する二人以上の常勤の職員（出入国管理及び難民認定法別表第一の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。）が従事して営まれるものであること。
ロ　申請に係る事業の用に供される財産の総額（資本金の額及び出資の総額を含む。）が三千万円以上であること。	ロ　資本金の額又は出資の総額が五百万円以上であること。
（削る）	ハ　イ又はロに掲げる規模に準ずるものであること。
④　（略）	④　（略）
⑤　申請する者が次に掲げる事項のうちいずれかに該当すること。	⑤　申請する者が次に掲げる事項のうちいずれかに該当すること
（削る）	イ　大学を卒業し、又はこれと同等以上の教育を受けたこと
（削る）	ロ　本邦の専修学校の専門課程を修了したこと（専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規程（平成六年文部省告示第八十四号。以下「規程」という。）第二条の規定により専門士と称することができる者又は規程第三条の規定により高度専門士と称することができる者に限る。）
（削る）	ハ　起業を目指す事業の対象分野に関連する業務について三年以上の実務経験を有すること
イ　事業の経営又は管理について一年以上の経験を有していること。	ニ　外国において当該分野に関連する事業の経営又は管理に一年以上従事していること
ロ　経営管理に関する分野又は申請に係る事業の業務に必要な技術又は知識に係る分野において博士の学位、修士の学位又は専門職学位（学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）第五条の二に規定する専門職学位をいい、外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有していること。	（新設）
（削る）	ホ　上陸後又は在留資格の変更後六月以内に、当該起業準備活動に係る事業の規模が⑴③のイ、ロ、ハのいずれかに該当する見込みがあるものであること及び当該起業準備活動に係る事業に係る事業所を本邦に有することとなる見込みがあること。
⑥　（略）	⑥　（略）
⑦　申請する者が当該起業準備活動の期間において、本邦に居住することとしていること。	（新設）
⑵　５の確認の申請時においては、次のいずれにも該当するものであること。	⑵　５の確認の申請時においては次のいずれにも該当するものであること。
①・②　（略）	①・②　（略）
③　当該起業準備活動に係る事業の規模が、在留期間の更新後六月以内に次のいずれにも該当すると見込まれるものであること。	③　当該起業準備活動に係る事業の規模が、在留期間の更新後六月以内に次のいずれかに該当すると見込まれるものであること。
イ　その経営又は管理に従事する者以外に本邦に居住する常勤の職員（出入国管理及び難民認定法別表第一の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。）が従事して営まれるものであること。	イ　その経営又は管理に従事する者以外に本邦に居住する二人以上の常勤の職員（出入国管理及び難民認定法別表第一の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。）が従事して営まれるものであること。